

不正アクセスに注意!

インターネットを利用していると、様々なサイトでIDとパスワードを付与されることがあります。

しかし、そのID・パスワードを適切に管理しないと他人に無断で使用され、不正アクセスの被害を受けることがあります。

不正アクセスは犯罪であり、「不正アクセス禁止法」(正式名称は「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」といいます。)により処罰されますので被害者にも加害者にもならないために次の事項に注意して下さい。

1 不正アクセス禁止法で処罰される行為

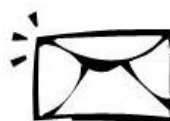
- 他人のID・パスワードなどを無断で使用する行為
罰則・・・3年以下の懲役又は100万円以下の罰金



- セキュリティ・ホールを攻撃してコンピュータに侵入する行為
罰則・・・3年以下の懲役又は100万円以下の罰金



- パスワードの入力を不正に要求する行為 (フィッシング)
罰則・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



偽メール

偽サイト

〇〇銀行からのお知らせ

お客様の存在確認のため、お手数ですが、下記のサイトで認証をお願い致します。
<http://www.〇〇bank2...>



- 不正アクセスを行う目的でID・パスワードを取得・保管する行為
罰則・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 相手が不正アクセスを行うことを知りながら、ID・パスワードを提供する行為
罰則・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ID・パスワードを提供する行為
罰則・・・30万円以下の罰金

2 不正アクセスの被害に遭わないためには

- パスワードの管理を適切に行う。
 - ・ 推測されやすいパスワードを設定しない。
 - ・ 他人にパスワードを教えない。
 - ・ パスワードを定期的に変更する。
- セキュリティ対策を適切に行う。
 - ・ ウイルス対策ソフトを導入する。
 - ・ Windowsアップデート等のセキュリティ更新プログラムを適宜導入する。
- 万が一に備え定期的にデータのバックアップをとる。



3 不正アクセスの被害に遭った場合は

- 一般利用者の場合

IDの発行会社（ゲームサイトやショッピングサイト等の運営会社）へ相談し、「不正アクセス」の可能性が高い場合は速やかに警察へ相談する。

※ 警察へ相談する場合は、サイトの概要や被害の状況について参考となる資料があれば印字して持参して下さい。
- 企業等で管理するコンピュータ（サーバ等）が被害にあった場合
 - ・ 被害の拡大を防ぐ措置を行う。

他のコンピュータへ被害が拡大するおそれがあるため、被害を受けたコンピュータをネットワークから切り離す。

※ 被害を受けたコンピュータの中には、不正アクセスの証拠が残っている可能性が高いのですが、パソコンの電源を消してしまうとその情報が消えてしまう恐れがあるため、電源を落とさずにそのままにしておいて下さい。
 - ・ 被害前後のログ（通信記録）を保管する。

ログ解析を行うことにより、犯人を特定できる可能性が高くなりますので、警察へ被害申告する際に提出してください。
 - ・ 警察へ速やかに相談する。

不正アクセスの捜査において、ログは重要な証拠の一つです！しかし、一定期間を過ぎるとログは消失してしまうため、早期に捜査を実施することが犯人検挙につながるようになります。

また、警察（沖縄県公安委員会）では、不正アクセスの被害を受けた企業等に対して、再発防止のために援助を行うことができますので、希望される場合はご相談下さい。

警察の相談窓口

- ・ 警察本部警察安全相談窓口
TEL 098-863-9110(又は、プッシュ回線等から#9110)
- ・ 各警察署の警察安全相談窓口